

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 7 | 地方税の賦課徴収、調査等 基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
|--|---|
| 霧島市は、地方税の賦課徴収、調査等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。 | |
| 特記事項 | 取得した特定個人情報については、施錠できるキャビネットで保管し盜難や紛失の防止に努めるとともに不要な文書についてはシュレッダーによる裁断を行う。また、特定個人情報を含む事務の一部を外部委託していることから、特定個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結し情報漏えいの防止に努める。 |

| 評価実施機関名 |
|---------|
| 霧島市長 |

| 公表日 |
|----------|
| 令和6年3月1日 |

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--------|--|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課徴収、調査等 |
| ②事務の概要 | <p>ア 事務の説明 地方税法に基づく各税の賦課及び徴収並びに課税に関する調査を行い、公正・公平な課税を行う。課税台帳は、適切な課税を実現するため、本人情報、資産、所得等が正確に記録されていなければならない。滞納整理簿も同様に、本人情報、納税の記録を正確に記録しなければならない。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。</p> <p>具体的には、地方税法等で定める以下の事務手続、及び情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務・情報提供事務</p> <p>【個人住民税課税事務】</p> <p>確定申告書の作成補助(施行規則第2条の3) 市県民税申告の提出(施行規則第5号の4様式) 給与所得者・公的年金等受給者用難損控除・医療費控除申告書の提出(施行規則第5号の5様式) 寄付金控除申告書の提出(施行規則第5号の5の2、3様式) 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書の提出(施行規則第5号の6様式) 配偶者控除・扶養控除申請書の提出(施行規則第5号の7様式) 退職所得等の分離課税に係る納入申告書の提出(施行規則第5号の8様式) 住登外課税者を課税した場合の通知 給与支払報告書の提出(施行規則第17号様式) 給与所得者異動届出書の提出(施行規則第18号様式) 公的年金等支払報告書の提出(施行規則第17号の2様式) 年金保険者による市町村長に対する通知(施行規則第9条の26) 居住用財産の譲渡損失の金額の損益通算の特例の適用を受けた者の義務的修正申告等(施行規則附則第2条第2項) 居住用財産の譲渡損失の損益通算後の譲渡損失の金額の繰越控除の特例(施行規則附則第2条第3項) 住宅借入金特別税額控除申告書の提出(施行規則第55号の3、4様式) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出(施行規則附則第2条の5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(施行規則附則第13条の3) 年金所得に係る特別徴収税額の通知(施行規則第9条の25)</p> <p>【軽自動車税(種別割)賦課事務】</p> <p>軽自動車税(種別割)の課税免除及び減免</p> <p>【市町村たばこ税賦課事務】</p> <p>市町村たばこ税に係る申告書等の提出(施行規則第16号の5様式ほか)</p> <p>【入湯税賦課事務】</p> <p>入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告(条例149条)</p> <p>【固定資産税及び都市計画税賦課事務】</p> <p>区分所有戸の補正の申し出(条例第63条の2) 区分所有戸の土地の税額の按分の申出(条例第63条の3) 固定資産税の減免(条例第71条) 住宅用地の申告(条例第74条) 被災住宅用地の申告(条例第74条の2) 償却資産に関する申告(施行規則第26号様式) 新築住宅等に対する固定資産税の減額申告(条例附則第10条の3) 東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税等の特例に係る書類の提出(条例附則第22条) 大規模償却資産に係る市町村長と都道府県知事との連絡(施行規則第23号様式)</p> |
| | |

| | |
|--|--|
| ③システムの名称 | Acrocity固定資産税□ Acrocity軽自動車税□ Acrocity個人住民税□ Acrocity総合収納管理□ Acrocity総合滞納管理□ Acrocity行政基本□ 税務LAN□ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| Acrocity固定資産税□ Acrocity軽自動車税□ Acrocity個人住民税□ Acrocity総合収納管理□ Acrocity総合滞納管理□ 税務LAN□ | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部税務課、総務部収納課 |
| ②所属長の役職名 | 総務部税務課長、総務部収納課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部税務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1371、1381 総務部収納課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1411、1421 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年2月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年2月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | |
|--|-----------|---------------------|---|------------------------|-----------|-------|---|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</td> <td>[十分である]</td> <td><選択肢></td> <td> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> </td></tr> </table> | | | | 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> | <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| [目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| [権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | []委託しない | | | | |
| [委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | []提供・移転しない | | | | |
| [不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | | |
| [目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| [不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | | |
| [特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | |
| 実施の有無 | | [] 自己点検 [○] 内部監査 | [] 外部監査 | | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | | |
| [従業者に対する教育・啓発] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------|--|--|------|---|
| 平成28年3月31日 | 表紙 特記事項 | 申告、各種税証明書発行及び納付書再発行において、本人確認を徹底する並びに納税通知等の送付先をチェックリストを用いて確認することにより、誤送付による情報の漏えいを防止する。 情報入力作業の際には、誤入力がないよう充分に注意を図るとともに、チェックリストによる確認を徹底する。 | 申告及び申請で取得した特定個人情報については、施錠できるキャビネットで保管し盗難や紛失の防止に努めるとともに不要な文書についてはシレッダーによる裁断を行う。また、特定個人情報を含む事務の一部を外部委託していることから、特定個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結し情報漏えいの防止に努める。 | 事後 | |
| 平成28年3月31日 | I-1-② 事務の概要 イ | 【固定資産税賦課事務】 毎年1月1日現在で霧島市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対し、その資産価値に応じた固定資産税を賦課する。 (略) ④土地・家屋・償却の異動を課税台帳に入力 ⑤土地・家屋・償却の課税標準額を計算後、名寄せ、課税計算を行い、名寄せ帳を作成 ⑥名寄せ帳を納税義務者に縦覧 (略) | 【固定資産税及び都市計画税賦課事務】 毎年1月1日現在で霧島市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対し、その資産価値に応じた固定資産税及び都市計画税を賦課する。 (略) ④土地・家屋・償却の異動データを固定資産税のシステムに入力 ⑤土地・家屋・償却の課税標準額を算出後、名寄せ処理、課税計算処理を行い課税台帳を作成 ⑥課税台帳を納税義務者に縦覧 (略) ⑦相続人代表者指定申告の受付 ⑫納税管理人指定申告の受付 | 事後 | |
| 平成28年3月31日 | I-1-② 事務の概要 イ | 【軽自動車税賦課事務】 (略) 新規 | 【軽自動車税賦課事務】 (略) ⑦相続人代表者指定申告の受付 ⑧納税管理人指定申告の受付 | 事後 | |
| 平成28年3月31日 | I-1-③ システムの名称 | Acrocity行政基本 Acrocity固定資産税 Acrocity軽自動車税 Acrocity個人住民税 Acrocity法人住民税 Acrocity総合収納管理 Acrocity総合滞納管理 住民税課税支援システム(税務LAN) 滞納整理システム(Levy2) Acrocity支援システム(収納管理用) Acrocity支援システム(滞納管理用) 家屋評価業務システム 地図情報システム 地方税ポータルシステム(el-tax) 中間サーバー MICJET番号連携サーバー | Acrocity行政基本 Acrocity固定資産税 Acrocity軽自動車税 Acrocity個人住民税 Acrocity法人住民税 Acrocity総合収納管理 Acrocity総合滞納管理 住民税課税支援システム(税務LAN) 滞納整理システム(Levy2) Acrocity支援システム(収納管理用) Acrocity支援システム(滞納管理用) 家屋評価業務システム 地図情報システム 地方税ポータルシステム(el-tax) 中間サーバー MICJET番号連携サーバー | 事後 | |
| 平成28年3月31日 | I-2 特定個人情報ファイル名 | 課税台帳、更正決議書、申告書、収納簿、滞納整理簿 | 固定資産税課税台帳、軽自動車税課税台帳、個人住民税台帳、収納管理・滞納整理 | 事後 | |
| 平成28年3月31日 | I-5-② 所属長 | 総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 徳田 忍 | 総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章 | 事後 | 平成27年4月1日人事異動 |
| 平成29年3月31日 | I-3 個人番号の利用 法令上の根拠 | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 【各手続の根拠】 地方税法第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第367条、第454条、第717条 地方税法施行令第47条の3 | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 【各手続の根拠】 地方税法第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第367条、第454条、第717条 地方税法施行令第47条の3 | 事後 | (H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正 |
| 平成29年3月31日 | I-4-② 法令上の根拠 | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、55、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | 【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、55、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) | 事後 | (H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------|--|---|------|---|
| 平成29年3月31日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成27年2月4日 時点 | 平成28年11月25日 時点 | 事後 | |
| 平成29年3月31日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成27年2月10日 時点 | 平成28年11月25日 時点 | 事後 | |
| 平成30年3月31日 | I-1-③ システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> • Acrocity行政基本 • Acrocity固定資産税 • Acrocity軽自動車税 • Acrocity個人住民税 • Acrocity法人住民税 • Acrocity総合収納管理 • Acrocity総合滞納管理 • 住民税課税支援システム(税務LAN) • 滞納整理システム(Levy2) • Acrocity支援システム(収納管理用) • Acrocity支援システム(滞納管理用) • 家屋評価業務システム • 地図情報システム • 地方税ボータルシステム(el-tax) • 中間サーバー • MICJET番号連携サーバー | <ul style="list-style-type: none"> • Acrocity行政基本 • Acrocity固定資産税 • Acrocity軽自動車税 • Acrocity個人住民税 • Acrocity総合収納管理 • Acrocity総合滞納管理 • 住民税課税支援システム(税務LAN) • 滞納整理システム(Levy2) • Acrocity支援システム(収納管理用) • Acrocity支援システム(滞納管理用) • 税務課用固定資産税課替管理システム • 家屋評価業務システム • 地図情報システム • 地方税ボータルシステム(el-tax) • 中間サーバー • MICJET番号連携サーバー | 事後 | |
| 平成30年3月31日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | 事後 | (H29.7.14改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 平成30年3月31日 | I-5-② 所属長 | 総務部税務課長 谷口 信一、総務部収納課長 永重 博章 | 総務部税務課長 西田 正志、総務部収納課長 谷口 信一 | 事後 | 平成29年4月1日人事異動 |
| 平成30年3月31日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成28年11月25日 時点 | 平成30年1月18日 時点 | 事後 | 139,430人 |
| 平成30年3月31日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成28年11月25日 時点 | 平成30年1月18日 時点 | 事後 | 173人 |
| 平成31年3月31日 | I-4-② 法令上の根拠 | (前略)、43条の3、(後略) | (前略)、43条の4、(後略) | 事後 | (H30.9.28改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 平成31年3月31日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成30年1月18日 時点 | 平成31年2月15日 時点 | 事後 | 147,753人 |
| 平成31年3月31日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成30年1月18日 時点 | 平成31年2月15日 時点 | 事後 | 182人 |
| 令和2年3月31日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、20、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | 事後 | (R1.9.30改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正 |
| 令和2年3月31日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成31年2月15日 時点 | 令和2年1月20日 時点 | 事後 | 153,428人 |
| 令和2年3月31日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成31年2月15日 時点 | 令和2年1月20日 時点 | 事後 | 206人 |
| 令和2年3月31日 | IV リスク対策 | 8. 監査 「内部監査」 | 8. 監査 「自己点検」「内部監査」 | 事後 | 追加 |
| 令和2年3月31日 | 全体 | | | | 評価の再実施 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|--|--|------|--------------------|
| 令和3年1月15日 | I-1-② 事務の概要 | <p>地方税法に基づく各税の賦課及び徴収並びに課税に関する調査を行い、公正・公平な課税を行う。課税台帳は、適切な課税を実現するため、本人情報、資産、所得等が正確に記録されなければならない。滞納整理簿も同様に、本人情報、納税の記録を正確に記録しなければならない。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>【固定資産税及び都市計画税賦課事務】 毎年1月1日現在で霧島市に土地・家屋・償却資産を所有している人に対し、その資産価値に応じた固定資産税及び都市計画税を賦課する。 ①資産の取得・所有権移転、売買等による登記簿の異動入力 ②土地の現況調査、家屋評価調査、償却資産実地調査 ③前年中に取得・減少した償却資産の申告受付 ④土地・家屋・償却の異動データを固定資産税のシステムに入力 ⑤土地・家屋・償却の課税標準額を算出後、名寄せ処理、課税計算処理を行い課税台帳を作成 ⑥課税台帳を納税義務者に縦覧 ⑦納税通知 ⑧市外の納税義務者の居所確認 ⑨税証明の発行 ⑩固定資産税の減免</p> | <p>地方税法に基づく各税の賦課及び徴収並びに課税に関する調査を行い、公正・公平な課税を行う。課税台帳は、適切な課税を実現するため、本人情報、資産、所得等が正確に記録されなければならない。滞納整理簿も同様に、本人情報、納税の記録を正確に記録しなければならない。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十九年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。</p> <p>具体的には、地方税法等で定める以下の事務手続、及び情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務・情報提供事務</p> <p>【個人住民税課税事務】 確定申告書の作成補助(施行規則第2条の3) 市県民税申告の提出(施行規則第5号の4様式)</p> | 事後 | 特定個人情報を直接使用する内容に修正 |
| 令和3年1月15日 | I-1-② 事務の概要 | <p>【軽自動車税賦課事務】 毎年4月1日現在で霧島市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している人に対して、軽自動車税を賦課する。また、身体障害者、福祉車両等は、申請により課税を免除する。 ①車両の新規登録、廃車等の異動登録 ②4月1日時点の所有者へ納税通知 ③軽自動車税の身障者課税免除、減免 ④不明車両の現地調査 ⑤市外の納税義務者の居所確認 ⑥税証明の発行 ⑦相続人代表者指定申告の受付 ⑧納税管理人指定申告の受付</p> <p>【個人住民税課税事務】 毎年1月1日現在で霧島市に住所があり、前年に一定以上の所得があった人に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していたが均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、県民税を個人市民税と併せて同時に計算・課税する。 ①1月1日時点の住民を申告資料に登録 ②前年所得の申告受付 ③申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等から税額を計算 ④前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算</p> | <p>寄付金控除申告書の提出(施行規則第5号の5の2、3様式) 給与所得者・公的年金等受給者用縁越控除申告書の提出(施行規則第5号の6様式) 配偶者控除・扶養控除申請書の提出(施行規則第5号の7様式) 退職所得等の分離課税に係る納入申告書の提出(施行規則第5号の8様式) 住登外課税者を課税した場合の通知 給与支払報告書の提出(施行規則第17号様式) 給与所得者異動届出書の提出(施行規則第18号様式) 公的年金等支払報告書の提出(施行規則第17号の2様式) 年金保険者による市町村長に対する通知(施行規則第9条の26) 居住用財産の譲渡損失の金額の損益通算の特例の適用を受けた者の義務的修正申告等(施行規則附則第2条第2項) 居住用財産の譲渡損失の損益通算後の譲渡損失の金額の縁越控除の特例(施行規則附則第2条第3項) 住宅借入金特別税額控除申告書の提出(施行規則第55号の3、4様式) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出(施行規則附則第2条の5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(施行規則附則第13条の3) 年金所得に係る特別徴収税額の通知(施行規則第9条の25)</p> | 事後 | 特定個人情報を直接使用する内容に修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------|---|---|------|---------------------------------|
| 令和3年1月15日 | I-1-② 事務の概要 | <p>⑤納税通知 ⑥転出した納税義務者の居所調査 ⑦税証明の発行 ⑧個人住民税の障害者控除の適用 ⑨個人住民税の減免 ⑩個人住民税の課税(家屋敷課税) ⑪個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用</p> <p>【収納及び滞納整理事務】 地方税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税等への充当を行う。市民からの申請により納税証明書を発行する。納期限までに納付・納入していない者に対して、督促状を送付し、必要に応じて、地方税法等に基づく滞納処分等を行う。</p> <p>①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ、還付又は充当処理 ③納税証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当</p> | <p>【軽自動車税(種別割)賦課事務】 軽自動車税(種別割)の課税免除及び減免</p> <p>【市町村たばこ税賦課事務】 市町村たばこ税に係る申告書等の提出(施行規則第16号の5様式ほか)</p> <p>【入湯税賦課事務】 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告(条例149条)</p> <p>【固定資産税及び都市計画税賦課事務】 区分所有家屋の補正の申し出(条例第63条の2) 区分所有家屋の土地の税額の按分の申出(条例第63条の3) 固定資産税の減免(条例第71条) 住宅用地の申告(条例第74条) 被災住宅用地の申告(条例第74条の2) 償却資産に関する申告(施行規則第26号様式) 新築住宅等に対する固定資産税の減額申告(条例附則第10条の3) 東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税等の特例に係る書類の提出(条例附則第22条) 大規模償却資産に係る市町村長と都道府県知事との連絡(施行規則第23号様式)</p> | 事後 | 特定個人情報を直接使用する内容に修正 |
| 令和3年1月15日 | I-1-③ システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> • Acrocity行政基本 • Acrocity固定資産税 • Acrocity軽自動車税 • Acrocity個人住民税 • Acrocity総合収納管理 • Acrocity総合滞納管理 • 住民税課税支援システム(税務LAN) • 滞納整理システム(Levy2) • Acrocity支援システム(収納管理用) • Acrocity支援システム(滞納管理用) • 税務課用固定資産税賦課替管理システム • 家屋評価業務システム • 地図情報システム • 地方税ポータルシステム(el-tax) • 中間サーバー • MICJET番号連携サーバー | <ul style="list-style-type: none"> Acrocity固定資産税□ Acrocity軽自動車税□ Acrocity個人住民税□ Acrocity総合収納管理□ Acrocity総合滞納管理□ Acrocity行政基本□ 税務LAN□ | 事後 | 特定個人情報を直接使用する内容に修正(個人情報取扱表との整合) |
| 令和3年1月15日 | I-2 特定個人情報ファイル名 | 固定資産税課税台帳、軽自動車税課税台帳、個人住民税台帳、収納管理・滞納整理 | <ul style="list-style-type: none"> Acrocity固定資産税□ Acrocity軽自動車税□ Acrocity個人住民税□ Acrocity総合収納管理□ Acrocity総合滞納管理□ 税務LAN□ | 事後 | 特定個人情報を直接使用する内容に修正(個人情報取扱表との整合) |
| 令和3年1月15日 | I-3 個人番号の利用 | <p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>【各手続の根拠】 地方税法第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第367条、第454条、第717条 地方税法施行令第47条の3</p> | <p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> | 事後 | 訂正 |
| 令和3年1月15日 | 表紙 特記事項 | 申告及び申請で取得した特定個人情報については、施錠できるキャビネットで保管し盗難や紛失の防止に努めるとともに不要な文書についてはシュレッダーによる裁断を行う。また、特定個人情報を含む事務の一部を外部委託していることから、特定個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結し情報漏えいの防止に努める。 | 取得した特定個人情報については、施錠できるキャビネットで保管し盗難や紛失の防止に努めるとともに不要な文書についてはシュレッダーによる裁断を行う。また、特定個人情報を含む事務の一部を外部委託していることから、特定個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結し情報漏えいの防止に努める。 | 事後 | 訂正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|----------------|---|--|------|---------------------------|
| 令和3年8月3日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条の3、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | 事前 | 令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更 |
| 令和4年3月1日 | I 関連情報 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第2第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条の3、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | | 事後 | 訂正 |
| 令和4年3月1日 | II-1 いつの時点の計数か | 令和3年1月20日時点 | 令和3年12月24日時点 | 事後 | 140,493人 |
| 令和4年3月1日 | II-2 いつの時点の計数か | 令和3年1月20日時点 | 令和3年12月24日時点 | 事後 | 151人 |
| 令和5年3月1日 | I 関連情報 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第2第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条の3、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> | | 事後 | 訂正 |
| 令和5年3月1日 | II-1 いつの時点の計数か | 令和3年12月24日時点 | 令和4年12月22日時点 | 事後 | 140,712人 |
| 令和5年3月1日 | II-2 いつの時点の計数か | 令和3年12月24日時点 | 令和4年12月22日時点 | 事後 | 97人 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|----------------|---|---|------|--------------------|
| 令和6年3月1日 | I 関連情報 | <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十二年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。</p> | <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。</p> | 事前 | 特定個人情報を直接使用する内容に修正 |
| 令和6年3月1日 | I 関連情報 | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4)</p> | <p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4)</p> | 事前 | 特定個人情報を直接使用する内容に修正 |
| 令和6年3月1日 | II-1 いつの時点の計数か | 令和4年12月22日時点 | 令和6年2月1日時点 | 事後 | 141,055人 |
| 令和6年3月1日 | II-2 いつの時点の計数か | 令和4年12月22日時点 | 令和6年2月1日時点 | 事後 | 82人 |
| 令和6年3月1日 | IV-8 監査 | 【○】自己点検 | 【】自己点検 | 事後 | 作業要領による |